## ◎新潟県告示第1694号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成26年12月18日認可した。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
  - 魚沼漁業協同組合
  - 魚沼市佐梨1105-16
- 2 漁業権の免許番号
  - 内共第12号
- 3 変更の内容

3 変更の内谷							
変更後	変更前						
(遊漁料の額及び納付の方法)	(遊漁料の額及び納付の方法)						
第7条 (略)	第7条 (略)						
2 (略)	2 (略)						
3 (略)	3 (略)						
ただし、遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合におい	ただし、遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合におい						
て、漁場監視(取締)員に納付するときの遊漁料は第	て、漁場監視(取締)員に納付するときの遊漁料は第						
1項に規定する1日の遊漁料に1,000円( <u>税込</u> )を <u>、</u>	1項に規定する1日の遊漁料に1,000円(税抜)を附						
E・F 券に限り 2,000 円 (税込) を附加して得た額とす	加して得た額とする。						
る。							
第8条(略)	第8条 (略)						
(釣堀的漁場)	(釣堀的漁場)						
第9条 (略)	第9条 (略)						
6 21   BB 28   BB 28   15 A							

第9条	(略)					第9条	(略)				
名称	開設	開設の期	濃密	漁具	料金	名称	開設	開設の期	濃密	漁具	料金
	$\mathcal{O}$	間	放流	漁法			の	間	放流	漁法	
	場所		する				場所		する		
			魚種						魚種		
			名						名		
湯沢フ		平成 27 年				湯沢フ		平成 26 年			
イッシ	(略)	1月1日	(略)	(略)	(略)	イッシ	(略)	1月1日	(略)	(略)	(略)
ングパ		<u>から平成</u>				ングパ		<u>から平成</u>			
ーク		27年12月				ーク		26年12月			
		<u>31 日まで</u>						<u>31 日まで</u>			
湯沢東		平成 27 年				湯沢東		平成 26 年			
山フィ	(略)	1月1日	(略)	(略)	(略)	山フィ	(略)	1月1日	(略)	(略)	(略)
ッシン		<u>から平成</u>				ッシン		<u>から平成</u>			
グパー		27年12月				グパー		26年12月			
ク		<u>31 日まで</u>				ク		<u>31 日まで</u>			
大川フ		<u> 平成 27 年</u>				大川フ		平成 26 年			
イッシ	(略)	1月1日	(略)	(略)	(略)	イッシ	(略)	1月1日	(略)	(略)	(略)
ングパ		<u>から平成</u>				ングパ		<u>から平成</u>			
ーク		27年12月				ーク		26年12月			
		31 日まで						<u>31 日まで</u>			
城内フ		平成 27 年				城内フ		平成 26 年			
イッシ	(略)	1月1日	(略)	(略)	(略)	イッシ	(略)	1月1日	(略)	(略)	(略)
ングパ		<u>から平成</u>				ングパ		から平成			
ーク		27年12月				ーク		26年12月			

Ī		31 日まで			31 日まで		

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成27年1月1日